

JTU 競技規則より抜粋

（Ⅰ）ドラフティングに関するルール（第 87 条、第 88 条）

1. 一般の大会およびロングディスタンスの大会はドラフティング禁止レースである。
2. 「**ドラフティング行為**」とは、他の競技者または車両のドラフトゾーンの中に入って走行する行為をいう。
3. 競技者の**ドラフトゾーンの範囲**は、バイク前輪の最前部を基点として、後方 7m、横幅 3m（前輪を中心として左右それぞれ 1.5m）の内側とする。
ただし、ITU ルールでは縦 1.2m、横 3m の範囲とする。
4. **車両ドラフトゾーンの範囲**は、車両の最前部の中心を基点として、後方 3.5m、幅 5m の内側とする。

（Ⅱ）キープレフト走行に関するルール（第 89 条）

1. ドラフティング禁止レースにおいては、「**キープレフト**」を守り競技を行うものとする。
2. キープレフトとは路肩あるいは競技コース左端から 1m 以内を基準として走行することである。
3. 前項の規定にかかわらず、完全交通規制が敷かれ、コース幅が十分に広いときは、競技コース幅の左端より 1/3 を基準として走行することができる。
4. バイクコースが全面交通規制で、かつ、一方通行などの特別な条件である場合を除き、道路のセンターラインを越えて走行してはならない。

（Ⅲ）並走禁止および集団走行回避（第 90 条、第 91 条）

1. ドラフティング禁止レースでは危険回避のためやむを得ない場合を除き、並走したままバイク競技を行うことを禁止する。
2. ドラフティング禁止レースにおいては、ドラフトゾーンに進入しているかどうかに関わらず、集団走行とならないよう心がけながら競技しなければならない。

（Ⅳ）ドラフトゾーンへの進入（第 92 条）

ドラフティング禁止レースにおいて競技者は、次の各号に掲げるときを除いて**他の競技者のドラフトゾーンに進入することを禁止**する。

1. 第 94 条に規定する追い越しを試みているときの 15 秒以内の進入。
2. 危険回避のためやむを得ないとき。
3. 減速指示又は追い越し禁止の指示がある鋭角ターンおよび折り返し地点の付近を通過するとき。
4. 道路幅員減少、工事区間、迂回路、その他安全上の理由により、大会スタッフから指定された区間を通過するとき。

★上記規定により、他の競技者のドラフトゾーンに進入するときであっても、必要最小限の時間とし、かつ安全確保に努めなければならない。

(V) ブロッキング (第93条)

ドラフティング禁止レースにおいては、次に掲げる行為を**ブロッキング**とみなし禁止する。

1. 先行する競技者を追い越したとき、追い越した競技者のバイク前輪の最前部から追い越された競技者のバイク前輪の最前部までの間隔を7m以上開けないで追い越した競技者がキープレフト走行に入ること。

2. 他の競技者の右側を、他の競技者と同一の速度を保ったまま走行を続けること。この場合において他の競技者のドラフトゾーンに進入しているかどうかを問わない。

★優先進路とブロッキングの定義 (第29条)

1. 競技者は、他の競技者の優先進路(競技を実施するにあたり想定される進路をいう。以下同じ。)を速やかに判断し、競技のスムーズな流れを確保するよう努めなければならない。

2. 他の競技者の優先進路を妨害する行為(以下「ブロッキング」という。)をしてはならない。

(VI) 追い越しと手順 (第94条)

1. **追い越しを試みている**ときは、15秒以内に限り、他の競技者のドラフトゾーンに進入できる。

2. 「追い越しを試みている」とは、追い越す気持ちを持って前進している状態をいう。

3. 先行する競技者は、追い越されるまでは加速をして競うことができる。

4. 追い越しを試みている競技者のバイク前輪の最前部が、先行する競技者のバイク前輪の最前部より前方に出たときに「**追い越された**」とみなす。

5. 追い越した競技者は、追い越すときの速度を持続させ、追い越された競技者の前輪の最前部から7m以上引き離してから、緩やかにキープレフト走行に入るものとし、キープレフト走行に入る前に速度を緩めてはならない。

6. 追い越された競技者は追い越された瞬間から加速を止め、15秒以内に追い越した競技者の前輪の最前部から後方7m以上離れてドラフトゾーンから脱しなければならない。

7. 追い越された競技者は、前項の方法により一度追い越した競技者のドラフトゾーンから脱する前に抜き返してはならない。

(VII) 追い越すときの注意事項と奨励事項 (第95条、第96条)

1. 追い越すときは、周囲を確認してから前方の競技者の右側から追い越すことを基本とする。

2. Uターン、急カーブ並びに視界が悪い区間及びコース幅が狭い区間などの危険箇所において、追い越し禁止の指示があるときはこれに従わなければならない。ただし、当該区間を徐行している競技者がいる場合は、十分に安全に注意しながら追い越すことができる。

3. 追い越しを行うときは、周囲の競技者に**一声かけて追い越しを行うことを推奨**する。

(たとえば「右、抜きます」など)

(VIII) 周回数とバイクフィニッシュ分岐点の確認 (第23条)

1. 競技者は、コース及び競技環境を事前に把握し、かつ、自らの責務でコースを確認し、競技を行うものとする。

★周回数(走行距離)確認のため、サイクルメーターの装着が望ましい。ただしコースの公称距離と競技者のメーターの表示距離に誤差が生じる可能性があることをあらかじめ認識しておくこと。

完